

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き

令和4年4月

横須賀市

目 次

1	総則	1
2	洪水編	6
3	高潮編	11
4	土砂災害編	16

1. 総則

1 はじめに

近年、台風・集中豪雨により、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しています。平成27年9月の関東・東北豪雨及び平成28年8月の台風10号は、極めて甚大な被害をもたらしました。

このような背景のもと、平成29年6月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）が一部改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難確保計画に基づく訓練の実施が義務付けられました。また、令和2年7月豪雨によって高齢者福祉施設で大きな被害があったことを受け、要配慮者利用施設における避難の実効性を確保することを目的に令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、避難確保計画に基づく訓練の結果を市へ報告することが義務付けられました。

2 避難確保計画の必要性

要配慮者は、避難に多くの時間を要する可能性があり、浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。そのような場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する必要があります。

3 要配慮者利用施設の範囲

【要配慮者利用施設の範囲】

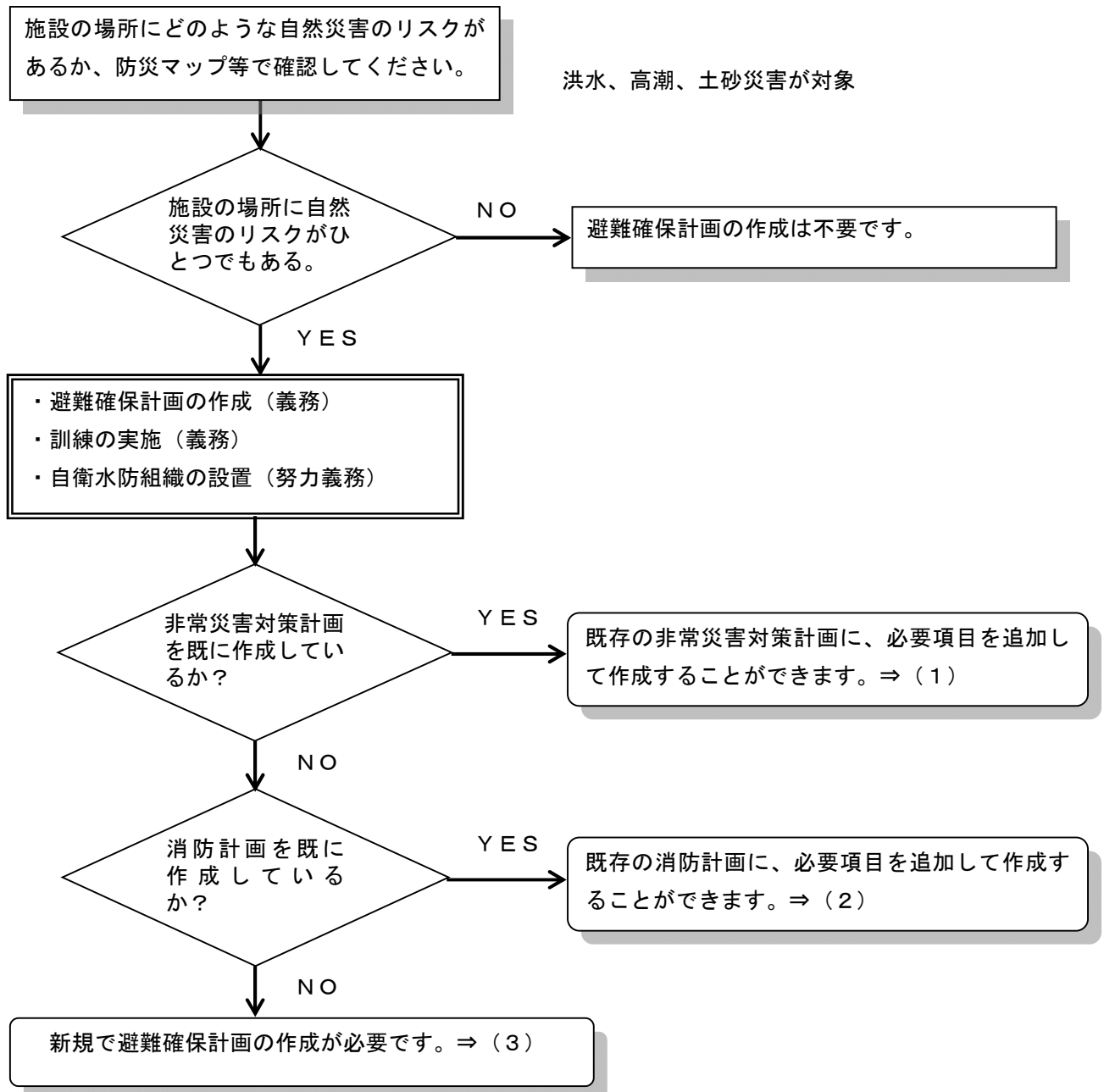
社会福祉施設	高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、その他これらに類する施設
学校	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
医療施設	病院、助産所、診療所（有床に限る）

【社会福祉施設の具体的な施設の種類の種類】

高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター
障害者施設	共同生活援助事業所（グループホーム）、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者支援施設、自立訓練事業所、生活介護事業所、療養介護事業所、短期入所事業所、障害者地域作業所等（地域活動支援センターを含む）、障害児通所支援事業所
児童福祉施設	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、児童発達支援センター、児童養護施設、助産施設、障害児入所施設、乳児院
その他これらに類する施設	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）、子育て支援センター、健康福祉センター、病児・病後児保育センター、一時預かり事業所、一時保護所、総合福祉会館

4 避難確保計画の作成検討フロー

以下のフローを参考に避難確保計画の作成が必要かどうか、ご確認ください。



また、実効性のある避難確保計画とするためには、施設管理者等の皆様が主体的に作成することが重要です。必要に応じて「作成の手引き」や「ひな形」等を活用の上、各施設の立地条件、周辺状況、利用者の特性や職員体制に応じた避難確保計画を作成してください。

※非常災害対策計画や消防計画を既に作成している場合でも、新規作成は可能です。

※消防計画に追加する場合は、市役所の施設所管課への提出に加え、所轄の消防署・出張所へ修正した消防計画の提出が必要です。

(1) 非常災害対策計画に必要項目を追加する場合

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の表を参考に非常災害対策計画に下線部分を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

横須賀市ホームページに掲載の「非常災害対策計画に追加する場合」をご参照ください。

	非常災害対策計画	避難確保計画
計 画 で 定 め る べ き 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難誘導 ・避難確保を図るための<u>施設の整備</u> ・<u>防災教育及び訓練の実施</u> ・自衛水防組織の業務 (<u>※自衛水防組織を設置する場合に限る。</u>)

(2) 消防計画に必要項目を追加する場合

以下の項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

横須賀市ホームページに掲載の「消防計画に追加する場合」をご参照ください。

市役所の施設所管課と所轄の消防署・出張所へ提出してください。

洪水・高潮	土砂災害
計画の目的	計画の目的
防災体制	防災体制
避難誘導	避難誘導
避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）	避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）
防災教育及び訓練の実施	防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務 (<u>※自衛水防組織を設置する場合に限る</u>)	

※自衛水防組織の設置は努力義務であり、義務ではありません。

設置する場合は自衛水防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載します。

(3) 新規で避難確保計画を作成する場合

本手引きおよび横須賀市ホームページに掲載の「新規作成用ひな形」等を基に避難確保計画を作成してください。

なお、ひな形の作業シート2ページ 様式編 目次 **記載例** にあるとおり、個人情報を含むため、様式7～12、別添、別表1、2の提出は不要です。施設で適切に保管してください。

5 避難確保計画の提出先

市役所の施設所管課へご提出下さい。

要配慮者利用施設 所管課一覧			
施設の区分		所管課	電話番号
大分類	小分類		
高齢者施設	介護老人福祉施設	民生局福祉こども部指導監査課	822-8443
	介護老人保健施設		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	短期入所生活介護事業所		
	短期入所療養介護事業所		
	地域密着型通所介護事業所		
	通所介護事業所		
	通所リハビリテーション事業所		
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	認知症対応型通所介護事業所		
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅		
	生活支援ハウス		
	養護老人ホーム		822-9613
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	民生局福祉こども部福祉施設課	822-9399
	老人福祉センター		822-9399
	社会福祉施設	共同生活援助事業所（グループホーム）	民生局福祉こども部指導監査課
就労移行支援事業所			
就労継続支援事業所			
障害者支援施設			
自立訓練事業所		民生局福祉こども部福祉施設課	822-8244
生活介護事業所			
療養介護事業所		民生局福祉こども部指導監査課	822-8443
短期入所事業所			
障害者地域作業所等（地域活動支援センターを含む）			
障害児通所支援事業所		民生局福祉こども部指導監査課	822-8443
地域活動支援センター（チームブルーよこすか、ゆんるりのみ）	民生局福祉こども部地域福祉課	822-8144	
児童福祉施設	保育所	民生局福祉こども部子育て支援課	822-8224
	幼保連携型認定こども園		
	小規模保育事業所		
	保育所（公立）		
	幼保連携型認定こども園（公立）	民生局福祉こども部福祉施設課	822-8244
	家庭的保育事業所		
	児童発達支援センター	民生局こども家庭支援センター こども家庭支援課	823-1753
	児童養護施設		
	助産施設		
	障害児入所施設		
乳児院	民生局こども家庭支援センター こども家庭支援課	823-1753	
ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）			
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	民生局福祉こども部子育て支援課	822-9003	
その他これらに類する施設	子育て支援センター	民生局健康部地域健康課	824-7141
	健康福祉センター	民生局福祉こども部子育て支援課	822-8268
	病児・病後児保育センター	民生局福祉こども部子育て支援課	822-8224
	一時預かり事業所	民生局こども家庭支援センター児童相談課	822-1506
	一時保護所	民生局福祉こども部福祉施設課	822-8269
	総合福祉会館		
	小学校	教育委員会事務局教育総務部 学校管理課	822-8476
学校	中学校	民生局福祉こども部子育て支援課	822-8224
	高等学校		
	特別支援学校		
	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）		
幼稚園（大楠幼稚園のみ）			
医療施設	病院	民生局健康部保健所企画課	824-7501
	助産所		
	診療所（有床に限る）		
	病院（うわまち病院、市民病院のみ）		

6 参考資料など

(1) 横須賀市ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2426/bousainavi/sonae/hinankakuhoikeikaku/hinankakuhoikeikaku.html>

(2) 浸水想定区域

①横須賀市洪水ハザードマップ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2426/bousainavi/sonae/hazardmap/flood-map.html>

②高潮浸水想定区域図（東京湾側）（県ページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/kuikizu.html>

③高潮浸水想定区域図（相模湾側）（県ページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/kuikizu-sagaminada.html>

(3) 土砂災害警戒区域

①横須賀市土砂災害ハザードマップ（地区ごとに8つ作成しています）

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2426/bousainavi/sonae/hazardmap/dosha-map.html>

②よこすかわが街ガイド（市内全域を検索できます）

<https://www2.wagmap.jp/yokosuka/PositionSelect?mid=10>

③神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）（県ページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/php/map.php?mapmode=kuiki>

2. 洪水編

1 洪水の危険性

大雨が降り続くと、平作川などの水位が上がり、堤防を越えたり、堤防が決壊したりして、浸水する場合があります。

横須賀市洪水ハザードマップでは、平作川、鷹取川、竹川・松越川の浸水区域・浸水深さの最大を表した洪水浸水想定区域図を確認することができます。

また、横須賀市内で急激な大雨が降ると中小河川でもあふれてしまうことがあります。市内で急激な大雨が降った場合に避難までの時間的な余裕がなく、危険な状況になることが予想されます。

2 避難確保計画の作成主体及び内容

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成します。水防法施行規則第16条に基づき、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ①洪水時の防災体制に関する事項
- ②利用者の洪水時の避難誘導に関する事項
- ③洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る。）
- ⑥その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 洪水時の体制

施設利用者に安全に避難してもらうために、台風や集中豪雨による洪水で要配慮者利用施設が浸水する危険がある場合の防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定しましょう。

（1）注意体制

注意体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・洪水注意報【警戒レベル2】が発表されたとき
- ・氾濫注意水位に達したとき

浸水が発生する危険性が高まった際に、素早い対応等ができるように、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集や浸水対策を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備します。

（2）警戒体制

警戒体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・当施設の地域に高齢者等避難【警戒レベル3】が発令されたとき
- ・洪水警報が発表されたとき
- ・氾濫警戒情報が発表されたとき

迅速かつ確かな情報収集に努め、利用者の避難行動を開始する体制です。特に、市が発令する高齢者等避難の情報には十分に注意する必要があります。

(3) 非常体制

非常体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・当施設の地域に避難指示【警戒レベル4】が発令されたとき
- ・氾濫危険情報が発表されたとき

施設全体の避難行動を完了させる体制です。すでに浸水が始まっている、または夜間や大雨などで足元が良く見えないなど、屋外への避難が困難になっている場合は無理に避難場所へ移動せずに施設内の上階に避難します。

(4) 各体制時の業務内容の例

災害の状況に合わせて「いつ」、「何を」、「誰が」行うかを明確にしておくことが大切です。

【防災体制確立の判断基準及び活動内容】

	防災体制確立の判断基準	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・氾濫注意水位に達した () 川) () 地点 () 川) () 地点	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町名に高齢者等避難の発令 ・洪水警報発表 ・氾濫警戒情報発表 () 川) () 地点 () 川) () 地点	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町名に避難指示の発令 ・氾濫危険情報発表 () 川) () 地点 () 川) () 地点	施設内全体の避難誘導 (屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。)	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

※各河川の観測所(地点)一覧・・・()内記入用

河川名	平作川	鷹取川	竹川	松越川
観測所(地点)名	根岸歩道橋	神応橋	大橋	新佐島橋

※NHK d ボタンの防災・生活情報(河川水位・雨量)、国土交通省 川の防災情報や神奈川県雨量水位情報で河川水位情報を確認することができます。情報収集する場合にご活用ください。

(5) 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想され、公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風警報(特別警報)・大雨警報(特別警報)・洪水警報等の気象警報等が発表された場合、事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間や利用者の特性等を踏まえて目安を設定しておきましょう。

例①: 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。

例②: 午前8時の時点で、神奈川県東部または横須賀市に以下のいずれかが発表されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

「暴風警報又は特別警報」、「大雨警報又は特別警報」、「洪水警報」

4 情報収集・伝達について

気象情報や洪水情報・河川水位の情報、避難情報などをテレビやインターネットなどを用いて最新の情報を収集するように努めます。どのような情報がどこのホームページにアクセスすれば取得できるのかについて、計画に記載しておくとともに、日頃からアクセスすることを習慣づけておくことが必要です。また、停電が発生した場合でも情報を取得できる手段（ラジオ、タブレット、携帯電話等）を確保し、収集した情報を職員間で共有できる仕組みを作っておきましょう。

横須賀市防災情報メールでは、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、横須賀市の防災情報、気象警報、緊急情報等を発信しています。施設管理者や情報収集担当者等におかれましては、ご登録をお願いします。

夜間や休日を含めた緊急時における情報共有がスムーズに行えるように、連絡網および連絡体制をあらかじめ定めておくことも重要です。

また、施設利用者家族への連絡について、連絡する内容や、連絡が取れない場合の対応等について事前に調整しておくことで避難や家族への引き渡しの際のトラブルを防ぐことにつながります。

5 避難誘導について

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。倒壊の恐れがない場合で、屋外に出ることがかえって危険な場合は、施設上階へ移動することも避難行動の一つです。

洪水ハザードマップで浸水想定区域と浸水深を確認すると、浸水深ごとの色分けをもとに、施設がどの程度浸水する可能性があるかイメージすることができます。

(1) 避難場所の設定

施設の状況や浸水想定をもとに避難場所を検討しましょう。浸水想定区域外に位置する系列施設や同種類似施設、市が指定した指定緊急避難場所および指定一般避難所、協力の得られる近隣の安全な施設等への立退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）が考えられます。

避難場所の候補は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。なお、以下の点についても避難場所の検討の目安です。

- ・避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ・避難経路上に、土砂災害警戒区域等の危険個所がない

【避難場所設定の例】

立退き避難（水平避難）の場合			
	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所 1	〇〇〇〇（系列施設）	1.5 km	・徒歩 ・車両 2 台
避難場所 2	△△小学校	500 m	・徒歩
屋内安全確保（垂直避難）の場合			
	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	本施設（会議室）	3 階	・エレベーター ・ストレッチャー

(2) 避難経路図の作成

施設外に避難する際に危険な場所(がけの下や浸水のおそれのある場所等)を通らないように、避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。

【手順1】避難経路図のベースとなる図面を作成します

→施設や避難場所、河川、周辺道路が把握できる範囲を印刷した地図等を使用します。
なお、屋内安全確保の場合は、施設平面図等を使用します。

【手順2】施設と避難場所に印をつけます

→避難場所が安全な場所かどうか、ハザードマップ等で再確認します。

【手順3】施設から避難場所までの経路を書き込みます

→避難する人数などを考慮し、可能な限り標高が高い道路を選びます。洪水被害は想定通りにならない場合があるため、さまざまな状況に対応できるように複数の経路を記入します。
なお、屋内安全確保の場合は、停電などを考慮して階段を使用するなど、避難経路を図面に記入します。

【手順4】避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します

→避難経路に危険個所がないかどうか、実際のルートを確認して注意が必要な場所があれば地図に書き込んでおきます。

※大雨時には土砂災害の危険性もあるため、施設や避難場所、避難場所までの避難経路において、土砂災害の危険性がないかどうか、あわせて確認しましょう。

6 避難の確保を図るための施設の整備について

情報収集・伝達や避難誘導のために使用する資器材等や、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用品や医薬品等を備えておくことが有効です。これらの資器材は常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適切に保管します。

また保管場所について周知し、誰もが使えるようにしましょう。

避難確保資器材一覧（不足分の追加）

備蓄品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿（従業員、利用者等） ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料 ・搬送具 ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ
施設内の一時避難	・水（1人あたり 〇ℓ） ・食料（1人あたり 〇食分） ・寝具 ・防寒具
衛生用品	・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ ・マスク ・ゴミ袋
医薬品	・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏
その他	・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ

7 防災教育・訓練の実施について

職員等が平常時から備えるべきことや分担して協力すべき対策について、また避難する際に注意すべきポイントなどを確認するため、防災教育・防災訓練に取り組みます。

①防災教育

- ・施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- ・収集する情報及び収集方法、伝達方法
- ・避難確保計画の内容の周知

②防災訓練

- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（資機材の取扱い訓練含む）

3. 高潮編

1 高潮の危険性

高潮とは、台風や低気圧などに伴って海面が上昇する現象です。特に台風接近時は気圧の低下による吸い上げ（気圧が1ヘクトパスカル低くなると、海面は約1センチ上昇します）と風による吹き寄せ（海水が陸地の方へ吹き寄せられ海面が高くなる）により、危険な状況になる可能性が高くなります。

また、高潮が満潮時と重なると、海岸付近では海水が岸壁を越え、道路の冠水や床下浸水などが発生し危険な状態となります。

神奈川県では、東京湾側と相模湾側の浸水区域・浸水深さの最大を表した高潮浸水想定区域図を公表しており、高潮による浸水被害が発生した場合に、どのような状況が予想される確認することができます。

2 避難確保計画の作成主体及び内容

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成します。水防法施行規則第16条に基づき、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ①高潮時の防災体制に関する事項
- ②利用者の高潮時の避難誘導に関する事項
- ③高潮時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④高潮時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る。）
- ⑥その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 高潮時の体制

施設利用者に安全に避難してもらうために、台風や強い低気圧による高潮で要配慮者利用施設が浸水する危険がある場合の防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定しましょう。

（1）注意体制

注意体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・高潮注意報が発表されたとき（高潮警報に切り替える可能性に言及されていない）

【警戒レベル2】

浸水が発生する危険性が高まった際に、素早い対応等ができるように、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集や浸水対策を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備します。

（2）警戒体制

警戒体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・当施設の地域に高齢者等避難【警戒レベル3】が発令されたとき
- ・高潮注意報発表（高潮警報に切り替える可能性に言及されている）

迅速かつ的確な情報収集に努め、利用者の避難行動を開始する体制です。特に、市が発令する高齢者等避難の情報には十分に注意する必要があります。

(3) 非常体制

非常体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・当施設の地域に避難指示【警戒レベル4】が発令されたとき
- ・暴風警報及び高潮警報発表
- ・高潮特別警報発表

施設全体の避難行動を完了させる体制です。すでに浸水が始まっている、または夜間や大雨などで足元が良く見えないなど、屋外への避難が困難になっている場合は無理に避難場所へ移動せずに施設内の上階に避難します。

(4) 各体制時の業務内容の例

災害の状況に合わせて「いつ」、「何を」、「誰が」行うかを明確にしておくことが大切です。

【防災体制確立の判断基準及び活動内容】

	防災体制確立の判断基準	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意報発表（高潮警報に切り替える可能性に言及されていない）	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の地域に高齢者等避難の発令 ・高潮注意報発表（高潮警報に切り替える可能性に言及されている）	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の地域に避難指示の発令 ・暴風警報及び高潮警報発表 ・高潮特別警報発表	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※高潮に関する注意報・警報発表基準

湾名	東京湾側	相模湾側
高潮注意報	1.5m	1.0m
高潮警報	1.7m	1.2m

※気象庁ホームページで高潮注意報・警報について確認することができます。情報収集する場合にご活用ください。

(5) 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想され、公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風警報（特別警報）・大雨警報（特別警報）・高潮注意報・高潮警報等の気象警報等が発表された場合、事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間や利用者の特性等を踏まえて目安を設定しておきましょう。

例①：大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。

例②：午前8時の時点で、神奈川県東部または横須賀市に以下のいずれかが発表されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

「暴風警報又は特別警報」、「大雨警報又は特別警報」、「高潮警報」

4 情報収集・伝達について

気象情報や高潮に関する情報、避難情報などをテレビやインターネットなどを用いて最新の情報を収集するように努めます。どのような情報がどこのホームページにアクセスすれば取得できるかについて、計画に記載しておくとともに、日頃からアクセスすることを習慣づけておくことが必要です。また、停電が発生した場合でも情報を取得できる手段（ラジオ、タブレット、携帯電話等）を確保し、収集した情報を職員間で共有できる仕組みを作っておきましょう。

横須賀市防災情報メールでは、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、横須賀市の防災情報、気象警報、緊急情報等を発信しています。施設管理者や情報収集担当者等におかれましては、ご登録をお願いします。

夜間や休日を含めた緊急時における情報共有がスムーズに行えるように、連絡網および連絡体制をあらかじめ定めておくことも重要です。

また、施設利用者家族への連絡について、連絡する内容や、連絡が取れない場合の対応等について事前に調整しておくことで避難や家族への引き渡しの際のトラブルを防ぐことにつながります。

5 避難誘導について

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。倒壊の恐れがない場合で、屋外に出ることがかえって危険な場合は、施設上階へ移動することも避難行動の一つです。

高潮浸水想定区域図で浸水想定区域と浸水深を確認すると、浸水深ごとの色分けをもとに、施設がどの程度浸水する可能性があるかイメージすることができます。

(1) 避難場所の設定

施設の状況や浸水想定をもとに避難場所を検討しましょう。浸水想定区域外に位置する系列施設や同種類似施設、市が指定した指定緊急避難場所および指定一般避難所、協力の得られる近隣の安全な施設等への立退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）が考えられます。

避難場所の候補は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。なお、以下の点についても避難場所の検討の目安です。

- ・避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ・避難経路上に、土砂災害警戒区域等の危険個所がない

【避難場所設定の例】

立退き避難（水平避難）の場合			
	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所 1	〇〇〇〇（系列施設）	1.5 km	・徒歩 ・車両2台
避難場所 2	△△小学校	500 m	・徒歩
屋内安全確保（垂直避難）の場合			
	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	本施設（会議室）	3 階	・エレベーター ・ストレッチャー

(2) 避難経路図の作成

施設外に避難する際に危険な場所(がけの下や浸水のおそれのある場所等)を通らないように、避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。

【手順1】 避難経路図のベースとなる図面を作成します

→施設や避難場所、海岸、周辺道路が把握できる範囲を印刷した地図等を使用します。
 なお、屋内安全確保の場合は、施設平面図等を使用します。

【手順2】 施設と避難場所に印をつけます

→避難場所が安全な場所かどうか、ハザードマップ等で再確認します。

【手順3】 施設から避難場所までの経路を書き込みます

→避難する人数などを考慮し、可能な限り標高が高い道路を選びます。高潮被害は想定通りにならない場合があるため、さまざまな状況に対応できるように複数の経路を記入します。
 なお、屋内安全確保の場合は、停電などを考慮して階段を使用するなど、避難経路を図面に記入します。

【手順4】 避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します

→避難経路に危険個所がないかどうか、実際のルートを確認して注意が必要な場所があれば地図に書き込んでおきます。

※台風時には土砂災害の危険性もあるため、施設や避難場所、避難場所までの避難経路において、土砂災害の危険性がないかどうか、あわせて確認しましょう。

6 避難の確保を図るための施設の整備について

情報収集・伝達や避難誘導のために使用する資器材等や、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用品や医薬品等を備えておくことが有効です。これらの資器材は常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適切に保管します。

また保管場所について周知し、誰もが使えるようにしましょう。

避難確保資器材一覧（不足分の追加）

備蓄品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿（従業員、利用者等） ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料 ・搬送具 ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ
施設内の一時避難	・水（1人あたり 〇ℓ） ・食料（1人あたり 〇食分） ・寝具 ・防寒具
衛生用品	・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ ・マスク ・ゴミ袋
医薬品	・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏
その他	・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ

7 防災教育・訓練の実施について

職員等が平常時から備えるべきことや分担して協力すべき対策について、また避難する際に注意すべきポイントなどを確認するため、防災教育・防災訓練に取り組みます。

①防災教育

- ・施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- ・収集する情報及び収集方法、伝達方法
- ・避難確保計画の内容の周知

②防災訓練

- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（資機材の取扱い訓練含む）

4. 土砂災害編

1 土砂災害の危険性

土砂災害は大雨や地震等が引き金となり、がけ崩れや土石流、地すべりなどを生じさせ、いったん発生すると人命に関する危険性が高く、各地で大きな被害をもたらします。

それぞれの特徴は以下のとおりです。

・ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象です。その様子に十分に注意し、危険を感じたらすぐに避難することが必要です。

・ 土石流

土石流とは山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

・ 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。

2 避難確保計画の作成主体及び内容

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成します。土砂災害防止法施行規則第5条の2に基づき、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ①土砂災害時の防災体制に関する事項
- ②土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ③土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤その他、利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 土砂災害時の体制

施設利用者に安全に避難してもらうために、土砂災害が発生する恐れがある場合の防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定しましょう。

（1）注意体制

注意体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・大雨注意報【警戒レベル2】が発表されたとき
- ・台風の接近や大雨が予想される時

土砂災害が発生する危険性が高まった際に、素早い対応等ができるように、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備します。

(2) 警戒体制

警戒体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・当施設の地域に高齢者等避難【警戒レベル3】が発令されたとき
- ・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき
- ・土砂災害の前兆現象が確認されたとき

迅速かつ的確な情報収集に努め、利用者の避難行動を開始する体制です。特に、市が発令する高齢者等避難の情報には十分に注意する必要があります。ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、横須賀市からの情報を待つことなく避難を開始する必要があります。

【土砂災害の前兆現象】

- ・がけの表面から水が流れだす
- ・がけから水が濁りだす
- ・がけに割れ目が見える
- ・がけから水が噴き出す
- ・がけの樹木が傾く
- ・斜面が膨らみだす
- ・小石がパラパラと落ちる
- ・樹木の倒れる音がする
- ・地鳴りがする

(3) 非常体制

非常体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・避難指示【警戒レベル4】が発令されたとき
- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき

施設全体の避難行動を完了させる体制です。夜間や大雨などで足元が良く見えないなど、屋外への避難が困難な場合は、がけ等の斜面とは反対側の2階以上の部屋へ移動します。

(4) 各体制時の業務内容の例

災害の状況に合わせて「いつ」、「何を」、「誰が」行うかを明確にしておくことが大切です。

【防災体制確立の判断基準及び活動内容】

	防災体制確立の判断基準	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報が発表された ・台風の接近や大雨が予想される	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の地域に高齢者等避難の発令 ・大雨警報（土砂災害）の発表 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の地域に避難指示の発令 ・土砂災害警戒情報の発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

（５）事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想され、公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風警報（特別警報）・大雨警報（特別警報）・洪水警報等の気象警報等が発表された場合、事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間や利用者の特性等を踏まえて目安を設定しておきましょう。

例①：大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。

例②：午前８時の時点で、神奈川県東部または横須賀市に以下のいずれかが発表されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

「暴風警報又は特別警報」、「大雨警報又は特別警報」、「洪水警報」、「高潮警報」

４ 情報収集・伝達について

気象情報や洪水情報・河川水位の情報、高潮に関する情報、避難情報などをテレビやインターネットなどを用いて最新の情報を収集するように努めます。どのような情報がどのホームページにアクセスすれば取得できるのかについて、計画に記載しておくとともに、日頃からアクセスすることを習慣づけておくことが必要です。また、停電が発生した場合でも情報を取得できる手段（ラジオ、タブレット、携帯電話等）を確保し、収集した情報を職員間で共有できる仕組みを作っておきましょう。

横須賀市防災情報メールでは、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、横須賀市の防災情報、気象警報、緊急情報等を発信しています。施設管理者や情報収集担当者等におかれましては、ご登録をお願いします。

夜間や休日を含めた緊急時における情報共有がスムーズに行えるように、連絡網および連絡体制をあらかじめ定めておくことも重要です。

また、施設利用者家族への連絡について、連絡する内容や、連絡が取れない場合の対応等について事前に調整しておくことで避難や家族への引き渡しの際のトラブルを防ぐことにつながります。

５ 避難誘導について

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。土砂災害は突発的に発生することもあり、また大きな破壊力を有するため、施設から出て土砂災害警戒区域外へ立退き避難（水平避難）を行うことが原則ですが、施設の構造、立地、利用者この状況状況等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

（１）避難場所の設定

立退き避難（水平避難）は、土砂災害の発生が予想される時期（時間帯）、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して避難先を設定します。施設の状況等をもとに、土砂災害警戒区域外に位置する系列施設や同種類似施設、市が指定した指定緊急避難場所および指定一般避難所、協力の得られる近隣の安全な施設等を検討しましょう。

避難場所の候補は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。なお、以下の点についても避難場所の検討の目安です。

- ・避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ・避難経路上に、土砂災害警戒区域等の危険個所がない

【避難場所設定の例】

立退き避難（水平避難）の場合			
	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所 1	〇〇〇〇（系列施設）	1.5 km	・徒歩 ・車両 2 台
避難場所 2	△△小学校	500 m	・徒歩
屋内安全確保（垂直避難）の場合			
	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	本施設（会議室）	3 階	・エレベーター ・ストレッチャー

（２）避難経路図の作成

土砂災害時における避難経路は、施設の地理的条件を考慮する必要があります。土砂災害ハザードマップで土砂災害警戒区域を確認するとともに、地震だけでなく大雨が土砂災害の原因になることも踏まえ、洪水や高潮の浸水想定区域についても確認し、土砂災害における避難場所、避難経路を検討しましょう。

また、施設が堅固な建物で、がけ等の斜面とは反対側の 2 階以上かつ土砂災害警戒区域にかからない位置に避難できるスペースがある場合は、そこへ避難すること（屋内安全確保（垂直避難））も検討します。

【手順 1】避難経路図のベースとなる図面を作成します

→施設や避難場所、河川、周辺道路が把握できる範囲を印刷した地図等を使用します。
なお、屋内安全確保の場合は、施設平面図等を使用します。

【手順 2】施設と避難場所に印をつけます

→避難場所が安全な場所かどうか、ハザードマップ等で再確認します。

【手順 3】施設から避難場所までの経路を書き込みます

→避難する人数などを考慮し、可能な限り標高が高い道路を選びます。土砂災害や洪水・高潮による浸水被害は想定通りにならない場合があるため、さまざまな状況に対応できるように複数の経路を記入します。
なお、屋内安全確保の場合は、停電などを考慮して階段を使用するなど、避難経路を図面に記入します。

【手順 4】避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します

→避難経路に危険個所がないかどうか、実際のルートを確認して注意が必要な場所があれば地図に書き込んでおきます。

6 避難の確保を図るための施設の整備について

情報収集・伝達や避難誘導のために使用する資器材等や、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用品や医薬品等を備えておくことが有効です。これらの資器材は常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適切に保管します。

また保管場所について周知し、誰もが使えるようにしましょう。

土砂災害に備えた設備等の対策や資器材を使用した対応として、事前からの壁の補強や非常用サイレン（屋外設置）の設置といった対策も有効です。

避難確保資器材一覧（不足分の追加）

備蓄品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿（従業員、利用者等） ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料 ・搬送具 ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ
施設内の一時避難	・水（1人あたり 〇ℓ） ・食料（1人あたり 〇食分） ・寝具 ・防寒具
衛生用品	・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ ・マスク ・ゴミ袋
医薬品	・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏
その他	・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ

7 防災教育・訓練の実施について

職員等が平常時から備えるべきことや分担して協力すべき対策について、また避難する際に注意すべきポイントなどを確認するため、防災教育・防災訓練に取り組みます。

①防災教育

- ・施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- ・収集する情報及び収集方法、伝達方法
- ・避難確保計画の内容の周知
- ・土砂災害の前兆現象の周知

②防災訓練

- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（資器材の取扱い訓練含む）